

平成27年度 契約監視委員会

独立行政法人 自動車事故対策機構

開催日時及び場所	平成27年6月3日(水) 15:00~17:00 独立行政法人 自動車事故対策機構 役員会議室								
出席者	北村信彦委員長 (公認会計士) 古笛恵子委員 (弁護士、コプエ法律事務所) 堀田一吉委員 (慶応義塾大学商学部教授) 森脇正人委員 (独立行政法人自動車事故対策機構監事) 加藤俊子委員 (独立行政法人自動車事故対策機構監事)								
議事次第	<p>○報告事項</p> <p>前回の契約監視委員会審議結果 ※資料 療護センターの委託費について</p> <p>○審議事項</p> <p>1. 平成26年度の契約状況について 《平成26年度契約実績及び改善状況》</p> <table data-bbox="590 985 1204 1108"> <tr> <td>(1) 競争性のない随意契約</td> <td>78件</td> </tr> <tr> <td>(2) 一者応札・一者応募の点検</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>(3) 競争性のある随意契約(企画・公募)</td> <td>22件</td> </tr> <tr> <td>(4) 一般競争入札</td> <td>54件</td> </tr> </table> <p>2. 公益法人に対する支出について 《独立行政法人からの契約以外の支出状況》</p> <p>3. 平成27年度NASVA調達等合理化計画(案)について 《独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について》</p>	(1) 競争性のない随意契約	78件	(2) 一者応札・一者応募の点検	9件	(3) 競争性のある随意契約(企画・公募)	22件	(4) 一般競争入札	54件
(1) 競争性のない随意契約	78件								
(2) 一者応札・一者応募の点検	9件								
(3) 競争性のある随意契約(企画・公募)	22件								
(4) 一般競争入札	54件								
議事概要	別紙のとおり								
委員会からの意見表示又は勧告	特に意見なし								

委員発言（要旨）	NASVA回答（要旨）
<p>○報告事項 前回（平成25年度契約分）の契約監視委員会審議結果</p> <p>療護センターへの委託費は、自己収入を経費に使った後から精算されるものなのか。どの段階で委託費は支払われるのか。</p> <p>自己収入が経費の半分以上になっているが、独立的には成り立ちえない事業ということか。</p> <p>診療報酬とは健康保険からの診療報酬ということか。</p> <p>普通の民間の病院のように独立採算というのは難しいことは理解できるが、経営的な観点から運営するという意識がないと長く続かないのではないか。自己収入と経費のバランスが各療護センターで異なる状態を放置してよいのかという問題意識が必要ではないか。</p> <p>委託費の支払いについて、療護センターから請求があってから払うのか。また、それに対するチェックはどうしているのか。</p> <p>入院されている方の自己負担部分はあるのか。</p>	<p>毎月、収支の見込額で各療護センターから請求を受け、概算払いをしている。年度が終了した時点で精算監査を行い、精算額を決定する。</p> <p>療護センターには、脳に重篤な後遺症を負った患者が入院しているが、急性期を過ぎた方が大半のため、医療行為が多くない一方で、看護体制やリハビリ体制を手厚くしていることから、一般の民間病院のように費用を自己収入で賄うことができない。このため、不足する部分について、機構から委託費として支出している。</p> <p>患者の自己負担と健康保険組合の支払いを合わせたものである。</p> <p>今後における運営の参考にさせていただく。</p> <p>毎月、療護センターグループにおいて、合計残高試算表等の確認をしており、年度が終了した時点において、精算監査を行い確認しているところである。療護センターの運営については委託契約であるため、業務が適切に履行されているかについても確認している。</p> <p>ある。</p>
<p>○審議事項 1. 平成26年度の契約状況について 《平成26年度契約実績及び改善状況》 (1) 競争性のない随意契約</p> <p>自動車保険の契約について、一般競争を行ったが、再度の入札をしても落札者がいなかったというのはどういうことか。</p>	<p>例年どおり予定価格を作成していたところ、事故率の増加による保険料の増額を見込んでいなかったため、入札参加者の応札価格が予定価格に達しなかったということである。そのため、応札した3者のうち、応札価格が一番低い業者と随意契約を締結したものである。</p>

委員発言（要旨）	NASVA回答（要旨）
<p>記載されている予定価格は当初の予定価格ということか。</p> <p>応札者がディスカウントしたということか。</p> <p>保険契約における車両数はどのくらいあるのか。</p> <p>「中部療護センターの超電導磁気共鳴診断装置（MR）の解析用端末ハードウェアの更新」について、随意契約理由に「他者により機器の調達等が行われた場合、保守が行われない」との記載があるが、どういうことなのか。</p>	<p>予定価格は変更していないため、当初の予定価格である。</p> <p>随意契約の交渉を行い、契約を締結したということである。</p> <p>60台である。</p> <p>コンピュータというと汎用的なものがイメージされがちであるが、MRは本体、ソフト、ハードウェアが一体となっており、本案件は画像等を解析するための端末の更新である。メーカーは、それらを一体として保守しているため、第三者が機器の更新や接続等を行った場合には、保守を行うことはできないということである。</p>
<p>（2）一者応札・一者応募の点検</p> <p>平成26年度インターネット適性診断システム業務用プリンタの保守について、結果的に1社しか申し込みが無かったということであるが、これは特殊な仕様のプリンタの保守なのか。プリンタは様々メーカーが販売をしているので、入札に一者しか応募がないというのは違和感がある。</p> <p>会計監査人との監査契約について、1社しか申し込みがなかったということか。</p> <p>毎年度、公告しているのか。複数年契約は難しいのか。</p>	<p>特殊なプリンタではないが、結果として1者しか応募がなかったということである。</p> <p>昨年度は2社の申し込みがあったが、結果として本年度は1社であったということである。</p> <p>毎年度、公告しているが、第3期中期目標期間が平成28年度までであるため、次期中期目標期間からの複数年度契約も検討している。</p>
<p>（3）競争性のある随意契約（企画・公募）</p> <p>インターネット適性診断システムの改修について、これは競争性があるのか。</p>	<p>当該改修について、特定の業者以外で対応可能な業者がないか確認をするため、公募という手続きをとっている。</p>

委員発言（要旨）	NASVA回答（要旨）
<p>(4) 一般競争入札</p> <p>特段の意見無し</p>	
<p>2. 公益法人に対する支出について 【独立行政法人からの契約以外の支出状況】</p> <p>(特段の意見がなかったことから) 国土交通大臣へは契約監視委員会として「特段の意見はなし」ということで報告させていただく。</p>	<p>「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（H24.6.1付行政改革実行本部決定）」に基づく、公益法人に対する支出状況についての点検になる。</p> <p>公益財団法人運行管理者試験センターに対する運行管理者試験受験料について、当機構では運行管理者指導講習を行っており、職員がその講師を務める際には運行管理者の資格が必要となる。平成25年度までは、全国50支所において受験料の支払いを行っていたが、平成26年度からは10名以上まとめて受検の申し込みを行うと受験料が割引になる制度が開始されたため、本部で全国23名分をまとめて申し込みを行ったことにより、支出額が10万円を超過したものである。</p> <p>その他、公益法人北海道・宮城県・新潟県・長野県トラック協会に対する、事務所用建物の借上契約のため、昨年度に引き続き支出している。</p>
<p>3. 平成27年度NASVA調達等合理化計画（案）について 《独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について》</p>	<p>平成27年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）」に基づき、当機構の事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため定めるものである。</p> <p>今までの取組としては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）」に基づき、随意契約の見直し計画を策定、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」の設置及び契約の点検・見直しの実施、契約状況についてのフォローアップの実施などであり、契約監視委員会においては、競争性のない随意契約は、「随意契約事由が妥当であるか」「一般競争等への移行が可能であるか」、また、一般競争入札等であっても、一者応札・応募となっている案件は、真に競争性が確保されているか等について点検を行ってきたところである。</p> <p>今般発出された総務大臣文書により、今後の監視委員会においては、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検並びに法人の長が定める基準（未定）に従って、個々の契約案件の事後点検を実施していただくことになる。</p>

委員発言（要旨）	NASVA回答（要旨）
<p>契約に関して点検、見直しをするというのが、この契約監視委員会だと思うが、この調達等合理化計画については、機構の事業に係る事項など、契約以外のことについて記載されているが。</p> <p>「重点的に取り組む分野」等については、毎年度変更するものなのか。記載されている事項については、恒常的に進めるべきものではないか。</p> <p>「契約監視委員会の活用」に、「理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検を行い・・・」とあるが、具体的にはどのような基準になるのか。</p> <p>「重点的に取り組む分野」に、「競争性のない随意契約」が挙げられていないが。「競争性のない随意契約」に該当するものに事務所の「賃貸借契約」等があるが、その理由としては「他をもって代え難し」ということになっているが、必ずしもそうではないのではないか。仮にそうであったとするならば、契約の際に価格交渉を行っているのか等の点検はできなくなってしまうのか。</p> <p>「調達に関するガバナンスの徹底」における「不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組」及び「職員のスキルアップ」の評価指標を「会計内部監査の実施件数」としているが、具体的にどの業務の内部監査の実施件数であるかをあらかじめ特定しないと、調達に関係のない内部監査の実施件数が計上されることになるのではないか。</p> <p>来年度の契約監視委員会においては、平成27年度の調達等合理化計画に係る自己評価案、平成28年度における調達等合理化計画、及び理事長が定める基準に従い点検を行う契約案件について点検を行うということか。</p> <p>「法人の長が定める基準に従って契約案件の事後点検を行う」という当該基準について、従来の契約監視委員会における審議項目と同等のものを考えているということであるが、その基準の妥当性については、この契約監視委員会の場で審議するということがあるのか。</p>	<p>これまでは、機構がすでに行った契約について点検、見直しを実施いただいたところであるが、先般の総務大臣決定により、契約を合理化するための計画を策定し、機構が自己評価を行うこととなり、その際に、外部有識者による点検を受けることとなった。個々の契約に係る事後点検についても、引き続き契約監視委員会により点検をしていただくこととなる。</p> <p>毎年度変更しなければいけないということではないため、翌年度も同じ項目になることは考えられる。</p> <p>今後、作成する予定である当該基準については、第三者的な視点からチェックが必要となるような事項、例えば「契約金額が100万円以上の契約」や特定の調達品目を定めることなどが想定されるが、基本的には、これまで契約監視委員会で審議していただいていた「競争性のない随意契約」等と同様なものを想定している。</p> <p>「競争性のない随意契約」については、「ガバナンスの徹底」に記載している。新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、事前に適正契約検証チームにより点検を受けることとなる。</p> <p>当機構が行う会計内部監査では、必ず調達（契約）に関しては監査を行うものであり、一般的に行われている業務全般に係る内部監査とは異なる。実施件数として計上する監査については、実際に指導・研修等を行った会計内部監査を対象とすることとしたい。</p> <p>そうである。</p> <p>本来であれば、契約監視委員会の場で審議いただくべきであると考えますが、今回は時間的な余裕がなかった。他の独法がどのような基準を定めているか不明であるが、当機構の基準については、先ほど述べたとおりで検討中である。</p>

委員発言（要旨）	NASVA回答（要旨）
<p>独立行政法人通則法の規定に基づく年度評価の一環として調達等合理化が位置づけられているということであるが、今後、契約監視委員会では、機構が行う事業に対して「不要な契約があるのではないか」というような視点で点検するということもあるということか。</p>	<p>機構が行う契約の必要性については、理事長の判断に任されており、個々の物品の調達のあり方が適切かどうかということについて、審議していただくことになると思われる。</p>